

2018/05/22 No.15-00818 RENG0



お問い合わせは  
TEL:03-5295-0518 FAX:03-5295-0545  
\* [jtuc-hosei@sv.rengo-net.or.jp](mailto:jtuc-hosei@sv.rengo-net.or.jp)

【2018「働き方改革」関連ニュース 19号】

衆議院厚生労働委員会において、参考人質疑が行われる  
－連合より神津会長が出席－

5月22日、衆議院厚生労働委員会において、「働き方改革関連法案」、立憲民主党および国民民主党による対案に関して、参考人質疑が行われた。

参考人として出席した神津会長は、まず、春闘における取り組みに触れた上、「労働組合のない職場では36協定の仕組みが適切に機能せず、長時間労働に全く歯止めがかからないケースが横行している。非正規といわれる形態で働く方々の処遇改善に向けても、労使交渉のきっかけすら見出すことができない。法規制が進まなければますます格差が広がってしまう」と述べ、「今回の法案に盛り込まれている、罰則付きの時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金の法整備は、労働組合がない職場も取り残すことなく、すべての働く者が、安心して健やかに働くことができる最低限のセーフティネットを張るものであり、一刻も早いスタートを」と強く求めた。

また、法案の問題点・懸念点として、①中小企業における施行期日が1年延期されたことは残念であること、②自動車の運転業務については、5年後に年間960時間とされているが、5年の適用猶予後に上限規制の一般則を適用すべきであること、③医師や教職員、公務の現場における長時間労働是正の必要性を訴えた。

高度プロフェッショナル制度の創設については、「働き過ぎの助長につながってしまうのではないか。長時間労働是正とは方向の全く異なるこの内容が一括りにされたという点を含めて、極めて遺憾である」とした。全国過労死を考える家族の会の方々が、「高度プロフェッショナル制度が創設されてしまえば、労働時間の把握が困難になり、労災認定されなくなるのではないかと懸念を示されていることにも触れ、長時間労働を助長しかねない高度プロフェッショナル制度の創設は実施すべきではないとの考え方を改めて述べた。

そして、法の実効性確保について、「法律ができて、それだけで職場は変わらない。ルールや権利を知ることが、職場環境を変えていくために不可欠」として、ワークルール教育を社会全体で広げていくための法整備の推進を要請した。

最後に、立憲民主党と国民民主党からの法案は、働く環境をよりよくしていきたいという理念にも基づいたものであるとして、「国会審議において議論を深め、両法案の前向きな内容を具現化することで、働く者のための働き方改革を実現してほしい」と述べた。

連合は委員会の傍聴行動を行った。構成組織・地方連合会・連合本部事務局から26名が傍聴した。

以上